

岐阜市民病院開放型病床の利用の手引き

入院について

- 1 開放型病床への入院に際して、登録医は、あらかじめ地域連携室を通じて受け入れを確認した後、診療情報提供書とともに患者様を入院させてください。
- 2 入院時または事後、可及的速やかに、「開放型病床入院申込書」及び「開放型病床入院同意書」を地域連携室に提出してください。（事前にFAX可）
- 3 入院時間は原則として、午前8時45分より午後4時30分迄とします。
- 4 休日及び時間外の緊急入院時は、当日は当直医師が対応し救急の紹介患者として取り扱い、近時平日より開放型病床患者とします。
- 5 入院期間は、原則として17日以内を限度としますが、病状により病院主治医と協議の上延長することができます。
- 6 病床については、当院にて決定いたします。
- 7 「開放型病床入院申込書」の提出（入院依頼）が提出されても、即日入院できない事もあります。
- 8 病状もしくは転科によっては、開放型病床としての取扱いを中止する場合があります。

診察・共同指導について

- 1 入院患者様の診察に際しては、原則としてあらかじめ電話またはファックスで地域連携室に訪問の日時を連絡してください。
- 2 診療時間は、原則として土曜日、日祭日を除く午後1時より午後4時までをお願いします。（原則は、夜間は担当医の許可がある時に限ります。）
- 3 登録医は、地域連携室に寄っていただき来診記録表にサインの上、白衣、名札を着用して下さい。地域連携室の職員が病棟にご案内しますので、訪問時に病棟師長（またはその代理）にその旨を教えてください。
- 4 共同指導に関する指示・連絡は、共同指導票を使用します。診療後は必ず共同指導票を記載し、その2枚を看護師詰所に提出し、1枚は自院の当該患者診療録に貼付し記録としてください。
- 5 共同指導に関する指示書は、誤指示を避けるため、双方とも判読しやすい文字で記録してください。
- 6 緊急性によりますが、指示については状況により翌日実施になることもあります。
- 7 紹介患者の急変時は、病院担当医または病棟師長より連絡します。
- 8 土曜日、日祭日は当直医師に連絡し、訪問してください。

退院について

- 1 患者様の退院の決定は、病院担当医が登録医に連絡の上決定します。
- 2 退院時には、病院担当医は登録医に対して、退院サマリなどにより必ず経過報告をします。

そ の 他

- 1 登録医は、指定された控え室や図書室を利用することができます。
- 2 登録医は別に指示する各診療科の症例検討会、カンファレンス等に出席することができます。